



「1年単位の变形労働時間制」問題 特集号

# 「愚策」・变形労働時間制の導入に反対！

昨年12月、「1年単位の变形労働時間制」を可能にする給特法（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」）の一部「改正」が、自民・公明・維新の賛成で成立させられました。

これは、学期中の勤務時間を延長し、夏休みなどの長期休業中の休日を増やそうとするものです。この「改正」で、2021年度から公立校への变形労働時間制の導入が可能となります。

## まるでマジック！ ねらいは？ 過酷な勤務がなかったことに

文科省は、教員の過労死が多い繁忙期の4・6・10・11月の計13週について、所定の労働時間を各週3時間ずつ増やして（3時間×13週＝39時間＝約5日分）、その代わりに夏休み中に5日間休むことを想定しています（時事通信 2019.10.18）。これで教員を増やさず、業務を減らさずに労働時間を約40時間も一気に少なくするのですから、まるでマジックです。

しかし、種明かしをすれば、**時間外勤務の一部を所定の勤務時間にして、見かけ上（統計上）、時間外勤務が減ったようにただけです。**これは、結果的には、過労死労働を隠蔽し、長時間過密労働の根本的解決を妨げることになります。

徳島新聞の「鳴潮」欄に、『働いて、働いて、働き抜いて、時間までにできない時にゃ、家でやれ』。こうなっては元も子もない。（2020.1.6）との一文がありました。学力テスト・免許更新制・外国語・道徳の教科化・プログラミングなど、教員を増やさずに業務を増やし続けてきた政府・文科省。このままでは、「鳴潮」欄の危惧が現実になります。

## 過労死労働はさらに深刻に 問題だらけの变形労働時間制

徳島新聞「核心 評論」は、「1年単位の变形労働時間制」を、「長時間労働が常態化した職場に適用すれば、さらに勤務時間が増え、過労死や過労自殺を招きかねない」「**逆効果をもたらす愚策でしかない**」（徳島新聞2019.12.26 川井猛共同通信生活報道部長）と断じています。

この「愚策」の問題点を指摘しておきたいと思います。

① 労働基準法に定められた「1年単位の变形労働時間制」は、民間の場合は労使が合意しなければなりません。今回の法「改正」は、**労使協定の締結なしに、都道府県・政令市の条例で公立学校への導入を可能にするもの**です。また、民間の場合は、労働者の権利が守られているかを労働基準監督署がチェックしていますが、導入後の教員の権利を守る有効な仕組みはありません。

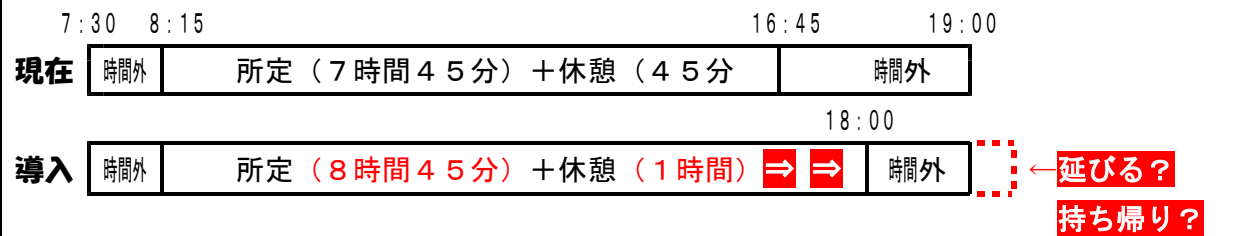
② 厚生労働省の「1年単位の变形労働時間制についてのガイドライン」には、「**恒常的な時間外労働はないことを前提とした制度**」であると記されています。恒常的な時間外労働が生じている「ブラック企業」なみの教育現場に1年単位の变形労働時間制を持ち込むことは、ガイドライン違反です。

③ 給特法（**教員の仕事の特殊性を考慮し、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額の4%の教職調整額を支給することを定めた法律。法律が成立した当時の平均残業時間が月8時間だったことから、4パーセントが妥当とされた。**）で、下記の4項目以外に時間外勤務を命じてはいけないことになっています（「限定4項目」「超勤4項目」）。

**臨時または緊急の①生徒の実習 ②学校行事 ③職員会議 ④非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等** \*通常の職員会議などは含まない。

文科省は、給特法を無視し、時間外勤務を月45時間、1年360時間までを上限（OKライン）としています。**变形労働時間制は、給特法違反の「長時間ただ働き」にお墨付きを与えるもの**です。しかも、この上限ラインさえ、守られる保障はありません。

④ 变形労働時間制の導入で、見かけの労働時間は年間で約40時間ほど減ります。しかし、「繁忙期」の労働時間は、今まで以上に増えることになります。「夏休み中に疲れをとってください」などと言われても、**生きて夏休みにたどり着けるかどうか**が**問題**なのです。また、幸いにしてたどり着いた夏休み中も、研修や部活などで満足に休めないのが現実です。



「夏休み5日の休日」との宣伝がなされています。しかし、教員の有給休暇取得の平均日数はわずか10日前後（2016年度「教員勤務実態調査」）です。しかも、今年から、年休の区切りが8月末になるので、残っている年休を使いやすくなります。そのため、「**5日の休日**」は、**事実**

上「無意味」になります。教員にとってメリットのない「5日の休日」のために、学期中の労働時間が増大し、過労死の危険が高まるだけです。業務を削減し、年休を捨てずに有効活用できる勤務内容にすることこそが求められています。

⑤ 徳島県教育委員会が2017年に実施した「学内勤務時間」の月平均残業時間は、小学校教員が56時間32分、中学校が「過労死ライン」を上回る83時間36分となっています。この上に自宅での教材研究やテストの採点、書類作成・書類整理などを加えると小学校は過労死ラインの80時間前後、中学校は100時間前後と推測されます。ところが、**教員に支払われているのは4%の教職調整額（残業8時間相当）のみです。**

労働基準法では、長時間労働をさせないために、使用者へのペナルティである残業代（時間外労働25%以上、休日労働35%以上、時間外深夜労働50%以上、時間外労働が月60時間を超えた部分50%以上）の支払いを義務付けています。

変形労働時間制で、学期中の長時間労働はさらに深刻なものになります。**給特法を抜本的に改正し、残業代の支払いをすることで残業時間の増加にブレーキをかけなければ、「定額働かせ（働かされ）放題」が今まで以上に横行することになります。**

⑥ 「変形労働時間制を機に、学校閉庁を」などという声も聞こえてきます。しかし、岐阜市が2018年8月に16日間（平日10日間）の「学校閉庁日」を設けました。**勤務を割り振らない日をつくることは、変形労働時間制を導入しなくてもできるのです。**

## やるべきは、教員の増員、業務の削減、給特法の改正

萩生田文科大臣は、「（1年単位の変形労働時間制を）導入すること自体が日々の教員の業務や勤務時間を縮減するものではありません。」(2019.9.24 諸国会見)と述べています。変形労働時間制では、長時間過密労働の是正はできないのです。

文科省は、この問題を自治体や学校任せにせず、**全国学力テストや教員免許更新制等を廃止して、業務削減の手本を自ら示すべき**

です。また、**教員定数の抜本的改善で教員を大幅に増やし、授業持ちコマ数を少なくし、少人数学級を実現することです。**さらに、**現実にあわない給特法を見直し、教職調整額を維持しつつ、計測可能な超過勤務に対して労働基準法に基づく残業手当を支給すべきです。**残業手当の支給は、長時間労働に歯止めをかけることにつながります。



## 反対運動により、今後の取り組みの足がかり

教職員の会などが取り組んだ全教・教組共闘の変形労働時間制反対署名やネット上での反対署名などは10万を大きく超え、国会では、野党が力を合わせて反対の論陣を張りました。こうしたなか、導入の問題点が鮮明になり、政府・文科省は、法案成立のために下記のように一定の譲歩を余儀なくされました。これらは、今後の取り組みの足掛かりとなるものだといえます。

同封の資料等も活用し、変形労働時間制の導入に反対する声を職場からあげ、校長や地教委、県教委・県議会などに導入反対を求めていくことが緊急に重要になっています。

### 県の条例で強制はできない（文科省・初等中等局長）

「各学校の意向を踏まえずに都道府県の条例で一律に強制することはできないものというふうに考えております。」(2019.11.15 衆議院・文部科学委員会 丸山初等中等局長)

### あくまでも学校単位で取り得るオプション（文科省・財務課長）

●『休日のまとめ取り』が前提。 ●新たに授業を入れたりせず、在校等時間がさらに増加しないようにする。 ●職員会議や研修は所定の勤務時間内に行う。 ●育児や介護など、事情を抱えている教員については、変形労働時間制を適用しない。 ●「**変形労働時間制はあくまでも学校単位で取り得るオプション。**」(文科省合田財務課長の説明, 教育新聞2019.11.14号より抜粋)

### 抜本的な教職員定数の改善に財政措置を、処遇改善を（参院附帯決議）

●「**国は、抜本的な教職員定数の改善（中略）のための財政的な措置を講ずること。**」  
●「**教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の処遇の改善を図ること。**」(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議令和元年12月3日)

## 国会審議・政府・文科省の答弁等から読み取れること

学力テスト・教員免許更新制・外国語・道徳の教科化等の業務の増加や管理強化で、教員は、「ブラック企業」なみの長時間過密労働を強いられてきました。**政府・文科省に対する教職員や国民からの批判が高まるなか、教員を増やさずに、給特法の抜本改正をせずに、小手先で批判をかわす手段が「1年単位の変形労働時間制」の導入だといえます。**

政府・文科省は、法案成立のために一定譲歩したかの様な答弁をしていますが、今後、2022年度の勤務実態調査で「改善された」という結果を得るために、2021年度の変形労働時間制導入に総力をあげるとおられます。導入されると、育児・介護等の諸事情をかかえる教員が肩身の狭い思いをすることが心配されます。また、残業時間を少なく見せるために、学校に残った採点や教材研究等の制限が予想されます。業務量が減らずに学校から追い出されると、持ち帰り仕事は今以上に増加することになります。勤務実態を隠蔽し、長時間過密労働の根本的解決と給特法の抜本改正を回避しようとする政府の意図が透けて見えます。